



2021年 11月 第112号

産業文化通信

JCI産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

電話：03-3525-4838



早いもので、今年も残すところあと2ヵ月となりました。昨今の頃は、海外からの入国規制が解除され、待機していた実習生の入国準備を忙しく行っておりましたが、今年はまだ入国規制解除の決定がなされておりません。10月1日時点で、日本に入国できていない待機外国人は37万人おり、（内、実習生11万人・留学生約15万人）全ての国からの入国を制限している日本政府の方針に疑問を投げかける報道も出てきております。とにかく一日も早い入国再開を待ち望んでおります。

実習生が残業した場合の届出について

2020年4月より技能実習法の運用要領が一部改訂され、1ヶ月の残業時間が45時間（1年単位の変形労働時間制を採用している企業の場合は42時間）を超えて残業した場合には、機構に対し、【実習計画の軽微変更届】を提出する事が義務付けられました。

現在、外国人技能実習機構の監査等で上記届出が提出されていない指摘が多く出されておりますので、今後、組合としては、以下の通り全社の届出を定期的に行います。

- ① 1月・4月・7月・10月に直近3ヶ月支払分の賃金台帳を実習生全員分回収します。
- ② 回収した賃金台帳から、直近3ヶ月の残業時間を確認し、規定の時間を超えた場合は組合にて軽微変更届を作成し、外国人技能実習機構へ届出。
- ③ 届出書控えを組合から企業に送付（企業にて保管）

注：軽微変更届が可能な残業の範囲は、36協定（及び特別条項）で定めた残業時間の範囲内です。（平日残業+休日出勤の合計時間で計算します。）以下ご注意ください。

※36協定で届け出た範囲を超えての残業は違法となります。

※特別条項の範囲内であっても、実習生は月80時間以上の残業はできません。

新型コロナウイルスワクチン接種について4



受入れ企業の皆様にご協力頂き、JCI受入れ実習生のワクチン接種率（2回終了済み）は、90%以上となりました。

実習生が母国に帰国する際には、ほぼ全ての国で出国前のPCR検査と、ワクチン接種済証明書の提出が義務付けられております（未接種者については、帰国不可とはなりません、帰国後の隔離期間が長くなる場合があります。）

今後、実習生が満了帰国する際には、各市区町村発行のワクチン接種証明取得が必要となります。申請方法や、発給にかかる時間はまちまちですが、おおよそ1週間～10日かかるようです（無料）事前申請は不可ですので、帰国が決まり次第、早急に手配する形となります。